

岩手県告示第605号

東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり野田村復興整備計画に森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする区域の変更に係る森林の区域を記載したので、その旨公告する。

平成24年9月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 森林計画区の名称 久慈・閉伊川森林計画区
- 2 変更に係る森林の区域 別紙図面のとおり。
- 3 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
 - (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課及び野田村役場
 - (2) 期間 平成24年9月7日から同月21日まで

備考1 「別紙図面」は、省略し、3(1)の場所に備えておいて縦覧に供する。

- 2 野田村の住民及び利害関係人は、3(2)の期間の満了の日までに、縦覧に供された変更に係る森林の区域の案について、知事に意見書を提出することができる。

なお、意見書の提出先は、盛岡市内丸10番1号岩手県農林水産部森林整備課である。